公益社団法人 静岡県山林協会

森と人

2018年
381
9月15日

県産材の需要と供給を一体的に創造しよう!!

来賓の方々

染谷絹代副会長

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC™ C003512

INDEX

本誌はホームページでも掲載しております。是非ご覧下さい。URL：http://www.moritohito.jp

2 **本部情報**
第37回定時総会開催

3 **支部だより①**（志太榛原支部）
「木都島田」～ 過去から未来へ ～

4 **支部だより②**（中部支部）
山間集落と日常生活

5 **支部だより③**（中遠支部）
浅羽海岸防風林の保全・再生に向けて

6 **県庁だより①**（林業振興課）
特用林産物（きのこ）のＧＡＰ認証取得の推進

7 **県庁だより②**（自然保護課）
ボランティアとの協力による富士山の環境保全

8 **本部情報**（告知板）
協会新役員名簿

8 **森林・林業関係のイベント等予定紹介**
草原性植生保全活動体験（草刈等）　他

本部情報

第37回定時総会開催

８月28日、第37回定時総会を中島屋グランドホテルで開催しました。
会員の出席状況は、出席30名、委任状31名、合計61名（会員数61名）でした。
来賓として、静岡県知事様（代読　西島潔経済産業部理事）、渥美泰一県議会議長様や静岡県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟の前林孝一良副会長他、中澤通訓・小長井由雄・鳥澤由克・落合愼悟議員様、松永彦次静岡森林管理署長様、小林伸一伊豆森林管理署長様及び県幹部の方々にご出席いただきました。副会長及びご来賓の挨拶要旨をご紹介します。（関連記事　Ｐ８）

理事会にて　左：中谷県森連会長（副会長）、染谷島田市長（副会長）、鈴木浜松市長（会長）、込山小山町長（副会長）、星野西伊豆町長（支部長）

副会長挨拶

島田市長
染谷 絹代 氏

第37回定時総会の開催にあたり、ご来賓や会員の皆様の参加を頂き誠に有難うございます。

さて来年度から森林環境税に先立ち、森林環境譲与税（仮称）が市町・県へ譲与され、積極的な森林整備や木材利用が加速化いたします。当協会におきましてもこの追い風にのり森林・林業・木材産業を活性化させ、山村地域の振興に力を入れたいと考えております。

本県では平成29年の素材生産量が46.3万㎥となり県総合計画の目標値の達成が目前となっております。また、県内の森林認証取得団体は20団体、認証面積は約６万３千haとなっております。今後は東京オリンピック等に向け県を挙げて県産森林認証材のＰＲを進めていく必要があります。

島田市におきましても平成29年度からFSC森林認証の取得を推進しています。本年度は「島田市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を改定し、新たにFSC森林認証の利用促進を追記して森林認証による適正な森林整備と積極的な木材の利活用を進めていく所存でございます。

こうした中、今後さらなる森林保全、林業活性化を図っていくためには森林の経営管理を担う人材のみならず、県・市町担当職員の育成が急務であり、さらに森林環境譲与税（仮称）による事業の円滑な執行に向け当協会の果たす役割がますます重要となってきております。皆様方には引き続き当協会へご協力をよろしくお願い申し上げます。

来賓祝辞

静岡県知事　代読
経済産業部理事
（林業・森の防潮堤推進担当）
西島　潔 氏

第37回定時総会の開催にあたり一言お祝いを申し上げます。

貴協会におかれましては平素から森林の保全の推進、山村及び林業の振興、担い手の育成に取り組まれるなど、本県の森林・林業行政に多大なるご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、県は今年３月策定の総合計画の中で森林・林業に関しては「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」、「森林との共生の推進」、「土砂災害対策や津波対策」を主な柱としました。

林業の成長産業化として「低コスト主伐・再造林」の促進やICTを活用した「新たな流通システム」の整備などに取り組み県産材の安定供給体制の確立を目指すとともに、公共部門に加え、民間非住宅分野での利用促進等に取り組み需要拡大を図ってまいります。

また、山地災害の防止に加え、流木災害の未然防止に取り組むとともに、中東遠地域において“ふじのくに森の防潮堤づくり”として、海岸防災林の再整備を進めてまいります。

なお、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）の創設が決定されたことから、県は市町の実行体制に対する支援策や「森づくり県民税」の在り方について検討を進めているところでございます。

これらの取組の推進には、貴会をはじめ関係者の皆様の積極的な関わりが不可欠であります。さらなるご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

県議会議長
渥美 泰一 氏

県議会を代表し静岡県山林協会の第37回定時総会の開催にあたり、一言お祝いを申し上げます。

皆様におかれては日頃より森林の保全と山村及び林業の振興のために多大なご尽力を頂き改めて深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて2020東京オリンピック・パラリンピックが近づき話題も増えてきましたが、その中で新国立競技場や選手村の交流スペースに本県産の森林認証材が採用されたことは大変喜ばしいことです。これも一重に皆様方が森林認証の取得を盛んに行い、また県産森林認証材のPRなどにも大変に尽力されたことによるものと感謝申し上げます。

また最近貴協会が発行された雇用促進のパンフレット「キミがつくる静岡のもり」を読んで大変よくできているなと思いました。本県で新たに林業に就こうとする方への分かり易い手引書になっており、皆様方が林業の担い手の育成や林業の大切さのPRに大変力を入れていることを改めて感じました。

県民一人一人がこれまで以上に森林を身近に感じ森林の大切さを認識することができるように県議会といたしましても皆様方の活動に積極的に支援してまいります。皆様方におかれましても引き続きご尽力をお願いいたします。

結びに、静岡県山林協会の益々のご発展とご参集の皆様方のご活躍とご健勝を心から祈念いたしましてお祝いの言葉といたします。

支部だより①

「木都島田」～ 過去から未来へ ～

島田市農林課 林業係

大井川の丸太流送から始まる林業の歴史と現在の課題解決に向けた取組を紹介頂きました。

大井川流域の林業の歴史

大井川上流における樹木の伐採の歴史は、古くは日本書紀（４世紀頃）に見られ、江戸時代には、伐採された木材を大井川に流し、運ばれた記録が残されています。

その記録によると、江戸や駿府の一部の商人が、江戸城や駿府城、橋桁等の公共建築を建てるための材料として、おもに千頭御林（寸又や大間方面の幕府が管理する森林）からヒノキやカシワ、ツガ等を切り出しており、大井川流域には古くから林業が根付いていたことがうかがえます。

江戸時代の木材の運送方法

木材を下流へ運搬する方法については、川に流す「流送」が行われていました。流送方法には木材で筏（いかだ）を作り流す「筏流し」がありますが、大井川では、江戸時代の中ごろより川越制度※1が確立され、「筏流し」が禁止されていたため、木材を一本ずつバラで流す「管流し」という方法が主に行われていました。

「木都島田」の所以

明治時代に入ると、川越制度の廃止に伴い、大井川の渡船が開始され、それまで禁止されていた「筏流し」等も自由となり、大井川の川端に木材業者の作業場が次第に作られるようになりました。1897年頃には、現在の島田市向谷地区に木材の貯木場や製材所ができ、木材を運搬するため、向谷から島田駅まで軌道が敷かれました。こうして島田駅を基点にした流通網が確立し、木材の一大集積場が形成され「木都島田」と呼ばれるまで発展しました。

▲流送によって流された木材の着材所の風景

現在の島田市の林業

時代の移り変わりに伴い、林業が衰退する中、当市は市内の多数を占める小規模な森林所有者の集約化を進め、林道等の路網整備、高性能林業機械の導入による効率化を図っています。

また、大井川流域は急傾斜地が多く、作業道等の路網整備が難しい森林については、スイングヤーダ等の架線系の林業機械を導入し、施業を進めています。

FSC森林認証と木材利用

当市では、適正な森林整備を進め、森林を次世代へと繋ぐために、平成29年度から川根本町を中心としたF-net大井川に加入し、大井川流域における森林認証の拡大を積極的に進めています。市内でも着々と認証面積が増えており、現在では約376haの認証林があります。

▲市内の高性能林業機械による伐採、集材の様子

また、これらの認証材の利用を進めるため、本年度「島田市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を改定し、公共建築物等へのFSC森林認証材の利用を推進していく方針を新たに追加しました。

今後も適正な森林管理を徹底し、森林の持つ公益的機能の発揮を促進するとともに、貴重な森林資源として、積極的な利活用を進めてまいります。

おわりに

林業を取り巻く状況は、担い手不足や高齢化、木材価格の低迷等、依然として厳しいですが、森林環境税（仮称）の創設等新たな施策もあります。当市においても、市域の66%を占める森林をよりよい形で未来へ残すために県や周辺市町、森林組合、林業事業体等と連携し、森林保全や林業振興に取り組んでまいります。

参考文献：「第33回企画展 島田の産業　木材から再生紙まで展」より一部引用及び図録写真転載しております。
※１　川越制度…大井川では、幕府の防衛政策等により橋を架けず徒歩で通行するように定められていた。

支部だより②

山間集落と日常生活

清水森林組合 業務課　北田　正剛

▲間伐材の生産現場にて　検尺中（本人）

九州北部豪雨災等の損害保険鑑定の経験を経て林業へ転職、山里で暮らす思いを紹介頂きました。

清水区両河内の暮らし

2018年２月、私は清水森林組合へ就職しました。現在は測量補助や下刈り、搬出間伐の現場補助の経験をしつつ、事務方の仕事も学んでいます。

前職で土砂・流木災害に遭った地域の惨状を目の当たりにする内に、我々の暮らしを守る為にも森林整備の必要性を感じた事と、単純に立木を切ってみたいという興味から、林業を意識するようになりました。

元々私は大阪生まれで、地元企業に勤め、退職後に一念発起し、京都で学生生活を送り、卒業後は東京の会社へ就職しました。妻が里帰り出産で静岡市清水区の実家へ帰省した際、緊急時に頼れる身内が近くにいることや周辺の環境を気に入っていた事もあり、近場に転職を決めました。そして、当組合と御縁があり、組合のある清水区両河内地区へと移り住みました。

両河内は清水区北部の山梨県との県境にある隠れ里のような所なのですが、山間部に住むことで、山で起きていることが自分事として関心を持てるだろうと思ったのも移住理由の一つです。通勤時間が片道数分なのも魅力的でした。東京では片道１時間でしたので随分と楽になりました。また、転職してからは早く帰宅出来るようになりました。今は帰ってひと息ついて子供と遊んでいると「おじゃる丸」が始まるのですが、東京では帰宅すると「クローズアップ現代」が始まる時間でした。

私は、この世で最も大切なものは時間ではないかと思っています。家族や友人との時間、自分の時間。それ以外のものは、過ごす時間を豊かにする為の手段でしかありません。残業代を稼ぐ為に身を削って働いて、家族や友人と過ごす時間が４時間減るくらいなら、たとえ所得が減ってもその４時間が増える方を選びます。

損害保険の鑑定から林業へ

私は、東京では損害保険の鑑定会社へ勤めていました。イメージが湧かないかと思いますが、損保協会によれば「建物や動産の保険価額の算出、損害額の鑑定、事故の原因・状況調査などを行う」仕事です。

事故といっても交通事故ではありません。火災・落雷・風雹雪災・水災・漏水・盗難・地震等の災害によって保険のかけられた財物に損害が生じることや、損害賠償事故のことを事故と呼びます。例えば林業関係では、施主宅裏の立木伐採時に伐倒方向が狂い、伐倒木が建物の屋根に突き刺さった、という賠償事故がありました。物の損害だけでなく、店舗の休業損害額を算出することもありました。

長期出張も多く、地震や台風等の大規模自然災害発生時、現地に設置された保険会社の広域災害対策室へ同業他社と共に数ヶ月間詰める事も年に１～２度ありました。もし、今も前職を続けていれば、今年６月の大阪府北部地震や７月の豪雨災害の損害調査に関わっていた事と思います。

冒頭でも触れましたが、転職先に林業を意識するようになったのは、2017年７月の九州北部豪雨です。この時、私は福岡の広域災害対策室へ派遣されていました。被災地を訪れた際、山間部の至る所で土砂崩れが発生しており、土砂や流木によって麓の地域が甚大な被害を受けているのを目の当たりにしました。報道によれば、土砂崩れの原因は異常な雨量を始め色々あれど、間伐等、山の手入れが行き届いていなかった事も災害の一因であったと聴きました。崩れる時は何をしても崩れるものなんだろうと思いましたが、もし整備不足も原因だとしたら、この土砂災害は人災の側面もあるのではないかと思いました。そして、山で何が起きたのかを知りたくなりました。

日々思うこと

これまでに多くの被災者と接し、あれこれ考えました。皆が望むのは、ごく普通の日常生活でした。たしかに、私もわざわざ災難に遭う為に生きているわけではありません。また、お金を稼ぐ目的は将来の安心の為とか生活を豊かにする為だと思いますが、やりたい事が多くのお金を媒介せずに済むなら、お金はさほど意味を持たなくなるとも思います。とはいえ、生きる以上は必要な物・サービスがありますので最低限のお金は必要で、重要です。未来は自分の事でも分かりません。やりたい事が変わったら、必要な物・サービスはどれだけあるか、そのお金はどのように得るのか。そんな不安が、必要以上にお金を重要なものにさせるのでしょう。未来の保険の為に現在を削っているのだとしたら、それはどうなんだろうと思います。

この疑問の解は中々出そうにありませんが、まずは、補助金関係の書類作業の勉強と現場での安全作業を常に心掛けながら、清水森林組合で頑張りたいと思います。

支部だより③

浅羽海岸防風林の保全・再生に向けて

袋井市農政課　神谷　俊安

防災機能と良好な景観形成が一体化している大切な松林を市民と行政が協働で守り育てる活動を紹介頂きました。

▲無人ヘリによる松くい虫薬剤防疫散布の様子

袋井市の概要

袋井市は、県西部、中東遠地域のほぼ中央に位置し、総面積10,856haのうち、森林面積が2,223ha（民有林1,850ha、国有林373ha、総面積の20%）、耕作地が3,895ha（同36%）と平坦な地形が広がっています。また、市内には２本の２級河川が流れ、南には全長約5.35kmにわたる海岸線を誇る遠州灘を擁し、東部は国有林を含む小笠山丘陵に抱かれた自然豊かな市です。

小笠山丘陵にある小笠山総合運動公園には、サッカーワールドカップ2002年大会の会場となり、来年には2019ラグビーワールドカップの日本代表戦が開催されるエコパスタジアムやアリーナがあり、スポーツやコンサートなど様々なイベントの舞台になっています。特に、ラグビーワールドカップは４年に１度の開催ですが、日本での開催は一生に１度です。ぜひ観戦にお越しください。

浅羽海岸防風林の保全・再生に向けて

浅羽海岸は、アカウミガメの産卵地や、希少植物のハマボウフウ等の自生地となっている貴重な自然の宝庫です。

防潮堤では現在、東日本大震災の教訓をもとに、県と市の協力により「ふじのくに森の防潮堤づくり」が浅羽海岸全域約5.35kmにわたって進められており、約30%に当たる約1.62kmの区間が完了しております。

防潮堤は、「御前崎遠州灘県立自然公園」と「保安林」に指定されており、その他の松林は地区保全林となっています。松林は、飛砂や強風から農地等を守るとともに、地元の人々から「白砂青松」と呼ばれ、ふる里の重要な景観の一つとして親しまれてきましたが、近年は松くい虫の被害が著しい状況となっております。

地区保全林では、平成17年度から５年間にわたり、市民と行政が協働して「グリーンウェーブキャンペーン活動」を実施し、海岸線に平行した延長約５km、帯状の土地（7.8ha）に17,300本の抵抗性黒松等を植樹するとともに、平成19年度からは植樹と並行して、黒松の保全と適正な生育のために、「グリーンウェーブ活動松林下草刈り作戦」を年２回実施しております。

▲グリーンウェーブ活動の様子

本年度も第１回を６月３日に開催し、地元住民をはじめ、市民ボランティアなど、約900人もの皆様に参加をいただきました。

この活動も12年目を迎え、地元だけでなく、市全体で松林保全を行う風土が醸成されてきていると感じています。

また、こうした活動とは別に、市では、これまでも被害木に対する伐倒駆除のほか、薬剤の地上散布を実施し、松くい虫の被害軽減に努めてまいりましたが、その範囲や効果が極めて限定的であったとの反省から、今年は初めて無人ヘリによる空中散布に取り組むこととし、その散布範囲も地区保全林の80%に相当する13.6haに実施いたしました。

今後は、無人ヘリによる散布の有効性について確認するとともに、来年度以降も適切な散布が実施できるよう、方法や時期などを検討していきたいと考えています。

今後に向けて

これまでの取り組みを継続し、松くい虫の被害にあった箇所については、地元の皆様と協議していく中で、補植等の適切な管理を実施していきたいと考えています。

また、松林の保全から、広く森林保全活動や利活用、緑化思想普及といった環境教育に繋げて行くことで、貴重な緑の財産を、次世代に継承していければと考えています。

県庁だより①

特用林産物（きのこ）のＧＡＰ認証取得の推進

静岡県 林業振興課 林業振興班

東京オリンピック・パラリンピックにおける食材調達の基準であるGAP認証をきのこ生産でも導入する取組について紹介頂きました。

ＧＡＰの必要性

ＧＡＰ（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）という言葉を御存知ですか。ＧＡＰとは、農作物生産において「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」などを確保するため、作業ルールや点検項目を定め、自らチェックする取組で、認証取得により生産の効率化や経営意識の向上につながります。

ＧＡＰの取得は、農業部門で拡大しており、「残留農薬・産地偽装」、「土壌流出や河川の富栄養化」、「農作業中の事故」などのリスクを生産者が認識し、回避する手段として有効であることが背景にあります。

また、一部大手販売流通企業との取引や海外輸出などにＧＡＰ認証が必要となることから、県では、ＧＡＰの取組及び認証取得を促進しています。

本県のＧＡＰ認証の取得状況

さて、ＧＡＰには、国際水準である「GLOBALG.A.P.」、日本独自の基準を元にした「JGAP・ASIAGAP」、本県独自の制度である「しずおか農林水産物認証制度」などがあります。

平成30年３月末で、それぞれ５件、81件、93件の認定となり、上位のＧＡＰになるほど取得件数が少なくなります。

県では、認証取得を進めるため、初めてＧＡＰに取組む生産者に対しては「しずおか農林水産物認証」の取得を提案しています。これを取得している生産者についてはＪＧＡＰ等の上位ＧＡＰ認証への移行促進を図り、生産者は、審査費用等の助成を活用することも可能です。

しずおか農林水産物認証制度

本県が認証する独自制度で、特用林産物（きのこ類）も認証対象品目として審査基準が整備されています。

これに認証されると、年１回の定期監査を受けることが必要となりますが、「生産物に認証マークの使用が認められる」、「静岡県ＨＰ：ふじのくにしずおか食の情報館で幅広く情報提供される」などのメリットがあります。認証の有効年数は、３年で申請による更新が可能です。

▲しずおか認証マーク

▲マークを添付した原木しいたけ

原木しいたけの認証取得

平成30年３月に伊豆市内の原木しいたけ生産者２名が特用林産部門で初めて認証を受けました。

平成29年12月に生産者への説明を始め、東部農林事務所及びＪＡ伊豆の国の支援により、管理マニュアルの作成やそれに従った記録（作業日誌、出荷、冷蔵庫の温度等）の整理など申請に向け準備を進めました。その後、２月の現地審査及び３月の審査会を経て、正式に認証されました。

▲現地審査（生産状況の確認）

▲認証交付式（前列左側２名が原木しいたけ生産者）

取得した生産者からは、「元々日報を作成していたため、特別なことはしていない」、また、「乾しいたけでの認証取得も目指すため作業工程を精査する」、「地域の仲間に拡大していきたい」などの前向きな声も聞かれました。

おわりに

「しずおか農林水産物認証」の審査は９月、12月、２月の年３回開催されます。しいたけ生産者の皆様、ぜひ取得してみてはいかがでしょうか。

県では、認証取得を目指す生産者のみなさんを支援しています。いつでも林業振興課や農林事務所へ御相談ください。

県庁だより②

ボランティアとの協力による富士山の環境保全

静岡県 自然保護課

広大な富士山周辺の自然環境を保全するため県民と行政の力を合わせ取り組んでいる姿を紹介頂きました。

はじめに

本県では、富士山の豊かな自然環境と美しい景観を守り、育み、その恵みを後世に引き継いでいくために、行動規範としての「富士山憲章」に基づき、富士山周辺地域の環境保全活動を進めています。

広大な自然を相手に行う活動では、県民・企業・NPO法人など、多くの方々の御協力が必要不可欠です。今回は県民からボランティアを公募して行った環境保全活動について、いくつか御紹介します。

富士山における外来植物対策

毎年、大勢の登山客で賑わう富士山において、登山者や自動車により持ち込まれる外来植物の問題が明らかになっており、富士山固有の在来植物の生育をおびやかすだけでなく、その地域固有の景観を一変させてしまう可能性が指摘されています。

自然保護課では、富士山麓における外来植物の侵入状況を把握するため、「富士山麓外来植物等調査」を実施しています。平成29年度は、9科32種99,696個体の外来植物が確認され、そのうち、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく「特定外来生物」（オオキンケイギク）が２地点２個体確認されたほか、生態系被害防止外来種リストに掲載されている重点対策外来種（イタチハギ、セイヨウタンポポ（外来性タンポポ種群）、オオブタクサなど）が2,378地点10,085個体確認されました。

また、それらの外来植物を除去するために、一般県民からボランティアを公募して活動を行っており、とくに、生態系へ被害を及ぼすことから移動等が規制されている「特定外来生物」であるオオキンケイギク等を対象とする除去活動について、富士山麓で実施しました。

作業の前には、外来植物除去の目的と、その必要性についての室内学習も取り入れ、単なる草取りではなく、環境保全において有意義な活動であることを参加者に理解してもらうことができ、概ね好評いただいています。

▲ボランティアを募集して、外来植物除去作業を行いました。作業の前に、富士山がさらされている外来植物の脅威と、実際の除去方法についての講義を開催しました。

▲平成29年度は西臼塚駐車場、富士山こどもの国周辺、富士山夢ロード沿いの除去活動を実施しました。ヒメジョオンやセイヨウタンポポなどの外来種を除去しています。除去活動は根切りスコップ等を用いて手作業で行いました。

富士山麓の草原性植生保全

富士宮市の朝霧高原にある根原県有地は、人の生活と自然が密接に関わり合うことで維持されてきた二次草原であり、貴重な景観や特有の生物相を有しています。

富士山麓に広がる豊かな草原には、特徴的な植物・動物・昆虫が生息しており、「県版レッドデータブック」では、今守りたい大切な自然地域10選の１つに選定されているところです。

この場所ではかつて野焼きが行われていましたが、サクラソウやアサマフウロといった希少な植物が存在することから、現在では野焼きではなく、人力による草刈りによって草原性の生態系を維持する必要があり、一般県民からボランティアを公募して草刈り活動体験を実施しています。昨年も美しい富士山の眺望のもと、草原性植生保全のため汗を流しました。

▲ボランティアを募集して、根原県有地の草刈り作業を行いました。草刈りを行うことで森林への遷移を防ぎ、草原特有の貴重な生物相を保全しています。作業は、下刈り鎌を用いて、手作業で行いました。

まとめ

以上のように、自然保護課では地域の方々と協力することにより、富士山特有の景観の維持及び環境の保全に取り組んでおります。いずれの取り組みにおいても、多くの方々の協力が不可欠ですので、引き続き御協力をお願いします。

本部情報

第37回定時総会の開催結果について

平成30年８月28日開催の第37回定時総会で、平成29年度事業報告と決算に関する件、平成30年度会費の額に関する件、役員の補欠選任に関する件など５議案を可決しました。今回の補欠選任により監事の長山久幸引佐町森林組合長が退任されました。長山監事様には当協会の発展に多大なご尽力を頂き誠に有難うございました。後任監事として宮澤辰海龍山森林組合長が選任されました。

来年４月からは森林経営管理法による「新たな森林管理システム」とその財源となる森林環境譲与税（仮称）が開始されるなど、林業政策が大きく変わろうとしています。役員一同、本県の森林・林業・木材産業のため協会運営に努めますので、会員の皆様のご協力をお願いいたします。

公益社団法人 静岡県山林協会　役員名簿（平成30年８月29日現在）

任期　H30.8.28～H31.8月総会日まで

支部	氏　名	職名	現　職　名
賀茂	星野　浄晋	理　事	西伊豆町長
	土屋　勝利	理　事	伊豆森林組合長
東部	込山　正秀	副会長	小山町長
	菊地　豊	理　事	伊豆市長
	岡田　悦郎	理　事	田方森林組合長
富士	須藤　秀忠	理　事	富士宮市長
	渡井　正孝	理　事	富士市森林組合長
中部	田辺　信宏	理　事	静岡市長
	吉澤　修一	理　事	静岡市森林組合長
志太榛原	染谷　絹代	副会長	島田市長
	北村　正平	理　事	藤枝市長
	杉山　嘉英	理　事	森林組合おおいがわ組合長
中遠	松井　三郎	理　事	掛川市長
	榛村　航一	理　事	掛川市森林組合長
西部	鈴木　康友	会　長	浜松市長
	岡本　均	理　事	春野森林組合長
	和田　重明	理　事	天竜森林組合長
学識経験者等	滝浪　龍司	理　事	静岡県木材協同組合連合会長
	中谷多加二	副会長	静岡県森林組合連合会長
	狩野　宏	理　事	公益社団法人静岡県林業会議所理事
	松本　豊	理　事	公益財団法人静岡県グリーンバンク理事
	林　信次	専務理事	公益社団法人静岡県山林協会
	中島　公望	理　事	フォレスターしずおか理事
監事	小野登志子	監　事	伊豆の国市長
	宮澤　辰海	監　事	龍山森林組合長
	大杉　好基	監　事	静岡県山林種苗協同組合連合会長

森林・林業関係イベント等の予定紹介

①草原性植生保全活動体験（草刈等）
日時：９月22日㈯　10時～15時
場所：富士宮市根原
募集定員：100名（先着）
募集期限：９月20日㈭まで
主催：静岡県

②富士山山麓外来植物撲滅大作戦（除草等）
日時：９月30日㈰　時間未定
場所：富士市又は富士宮市内
募集定員：60名（先着）
募集期限：９月25日㈫まで
主催：富士山ネットワーク

③富士山ごみ減量大作戦（ごみ除去）
日時：10月20日㈯　時間未定
場所：裾野市（国道469号沿道等）
募集定員：60名（先着）
募集期限：10月５日㈮まで
主催：静岡第一テレビ、裾野市、静岡県

①～③の応募方法等の問合せ先：
静岡県自然保護課（054-221-2963）

◆　◆　◆

④森林の仕事ガイダンス
内容：就業者募集中の林業事業体との面談会
日時：10月13日㈯　13時半～16時半
場所：アクトシティ浜松コングレスセンター41会議室

⑤森林の仕事体験会
内容：２日間で林業の概要講義、作業体験、現場視察
日時：10月27日㈯～28日㈰　９時15分～17時
場所：富士宮市「ふもとっぱら」他
募集定員：15名
募集期限：10月16日㈫まで

⑥林業就業支援講習（13日間講習）
内容：林業就業に向け必要な資格や知識を習得する短期講習。刈払機、チェンソー、小型車両系建設機械（３ｔ未満）の資格取得
日時：11月１日㈭～17日㈯
場所：浜松市浜北区森林林業研究センター他
募集定員：15名程度
募集期限：10月12日㈮まで

④～⑥の応募方法等の問合せ先：
静岡県山林協会（054-255-4488）

「森と人」 公益社団法人 静岡県山林協会
編集・発行　静岡市葵区追手町９-６　県庁西館９F
TEL:054-255-4488/FAX:054-255-4489